

## Client Alert

September 2013

### 再生可能エネルギーによる発電事業に関する近時のニュース No. 15

今回のアラートでは、経済産業省の「報告の徴収」とそれに伴う売り圧力とM&Aの増加に関してとりあげる。

#### 1. 経済産業省による再生可能エネルギーの固定買取制度の設備認定取得者（400kW超）への「報告の徴収」— 売り圧力とM&Aの増加

2013年9月中旬に経済産業省から再生可能エネルギーの固定買取制度の設備認定取得者（400kW超）に対し、一斉に「報告の徴収」が送付された。「認定設備の中には、着工が遅れており、平成24年度の調達価格（42円/kWh）を維持するのに相応しいかどうかを改めて検証する必要があるケースが生じております。」という書き出しは、調達価格42円の枠取りをして、着工をわざと先延ばしし、建設工事代金の下がるのを待っている事業者に対する経済産業省の憤りと、一般消費者が支払う賦課金をもってそのような事業者にもつた利益を与えることは許さないという強い決意が見て取れる。いよいよ経済産業省はそのような不屈きな事業者に対して、早期に工事に着工するか、当該設備認定を実際に発電所を建設できる資金を有する者に譲渡するか、廃止届を出すかの選択を迫るものである。「報告をお願いいたします。」というソフトな表現のかたわら、「法の規定に基づく報告の徴収」（再エネ法第40条第1項）であること、報告をしない場合や虚偽の報告をした場合は30万円以下の罰金刑が科されることがあること（再エネ法第46条3号、第48条）、さらに、報告された内容如何によっては、経済産業省の職員が事業所・事務所等に立入検査を行うことがありうることまで申し添えられている（再エネ法第40条第1項）。また、この報告徴収が「行政処分」であり、単なる行政指導ではないことも囲み記載の中で注意喚起をしている。そして、この報告徴収の目的は、再エネ法の適正な執行、固定買取制度を安定的かつ着実に運用していくことが重要と考えていることが明示されている。「着実に運用」という意味は、枠だけを取って工事に着工しない事業者を許さないということである。

再エネ法第6条第1項で設備認定がもらえる設備は「調達期間にわたり安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものであること」が要件になっている。この要件を満たさなくなったものは第6条第6項で設備認定は取り消される。

いつまでたっても工事に着工しない設備は上記の要件を満たさないとされ、設備認定が取り消される恐れがある。

この報告書が発せられたことにより、杵取り業者はいつまでも杵を持っていられないという焦りを感じるであろう。今まで権利売買価格を高くオファーしていたものを、今後は売り価格は下げても権利が消滅する前に売り抜けようと思動するようになると思われる。これにより M&A が価格面でマッチすることになり、権利売買が促進され、実際に発電所を建設する資金力のある者へ設備認定と接続契約申込の地位と土地の利用権の 3 点セットが譲渡され、太陽光発電所の建設が実現していくことが期待される。いよいよ発電所権利を保有する SPC 会社の M&A の時代の到来である。また、発電所建設の可能性のない土地についての設備認定は取り消され、杵が空くことにより、後発の設備認定と接続契約の申し込みが認められる余地が増え、より現実的な案件が前に進むことが期待される。

## 2. 報告の徴収の確認事項

報告の徴収は設備認定の ID 番号ごとに提出を求められている。報告の期限は 1 ヶ月以内とされている。確認事項は下記の通りである。

1. 設備及び土地の権利を取得して、既に運転開始しているかどうか。運転開始をしていれば電力の受給が開始されたことを証明する電力会社による書類（電力受給契約書等）で発電事業者の名義と発電事業実施場所が確認できるものを提出する。
2. 設備の設置を断念したかどうか。設備の設置を断念し、設備認定を廃止する場合は再生可能エネルギー発電設備廃止届出書（様式第 6）を提出する必要がある。

上記 1 又は 2 に該当すれば下記の 3 以下の報告は不要となる。問題は 3 以下の報告をしなければならない事業者はどのように報告書を記載すればよいかである。

3. 今後運転開始する予定がある場合は工事開始予定日（基礎工事等をはじめの予定日）又は工事開始日と運転開始予定日（電力会社との特定契約に基づく受給開始予定日）を報告すること。
4. 認定に係る太陽電池モジュールのメーカー等との売買契約が締結されている、又は注文請書が発行されている。認定に係る太陽電池モジュールのメーカー名、型番、売買契約日又は注文請書発効日を報告することを求められている。必要書類として売買契約書の写し又は、注文書及び注文請書の写しの提出を求められている。注文書及び注文請書の場合には太陽電池モジュールの型番及び数量が確認できるものとされている。太陽電池モジュールメーカー等とは太陽電池モジュールメーカーのほか、システムインテグレーターや販売施工事業者など、発電事業者が事業を実施するに当たって太陽電池モジュールを調達する相手先を指すとされている。従って「売買契約」という記載があるが、工事請負契約も含む意味と解釈するべきである。注文請書が発行されていないという言い訳は認められず、発行されていない場合は発行を依頼の上、発行を受けて提出しなければならない。この項目を満たすため注文請書の提出に走る事業者が出るのが予想される。請負契約を締結しないで注文請書を先に出すことは、両当事者間の契約上の権利義務関係を確定しないで発注することになるので、できるだけ避けたい行動である。請負契約書の交渉を急いで、できるだけ請負契約を締結することをお勧めしたい。

5. 認定に係る場所において、発電事業者が発電事業を行うことが決定している。土地又は建物の権利を取得した日又は取得予定日を報告することが求められている。そして認定に係る場所における発電事業者の権利の種別に応じて、根拠書類の提出を求めている。① 所有権又は地上権で登記がある場合は登記簿謄本の写しの提出、② 所有権又は地上権で登記がない場合は所有権又は地上権取得に係る契約書又は予約契約書（提出できない場合は、その理由を記載した書面を提出。守秘義務違反になるような場合が考えられるが、今後は提出に備えて経済産業省の報告徴収に応じて開示する場合は売買契約等で守秘義務の対象外とする必要があろう）及び当該土地又は建物に係る登記簿謄本の写し。③ 賃借権（転借権を含む）の場合は賃借権取得に係る契約書又は予約契約書（提出できない場合はその理由を記載した書面）及び当該土地又は建物に係る登記簿謄本の写し。さらに契約の相手方と登記上の権利者が一致しない場合は、その理由を記載した書面の提出が求められている。地主の了解もとらずに勝手に土地の賃貸借契約を作成しているものを排除する趣旨である。理由に虚偽があれば罰金刑が科される場合がある。④ その他の場合は土地又は建物の権利関係を説明する書面及び当該土地又は建物に係る登記簿謄本の写し。

上記3、4及び5のすべてにチェックが入った場合は、これ以降の記載は不要とされる。すなわち、まじめに建設を考えているセーフの事業者という扱いがされるわけである。それ以外の事業者は問題事業者として残りの質問に答える必要がある。記載内容によってはアウトの事業者との分類がされ、以後マークされ、追加質問等を受ける恐れがある。

6. 今後、運転開始する予定があるが、個別の理由により未だ運転開始に至っていない。上記4にチェックが入らない場合は認定に係る太陽電池モジュールの注文請書の発行予定日を記載する。上記5にチェックが入らない場合は認定に係る場所において、発電事業者が発電事業を行うことが決定する予定日を記載する。

上記4及び5のいずれか又は両方に至っていない背景について以下の該当する項目にチェックすることが求められている。

(1) 電気事業者との実質的な協議が終了していないため

- ① 本申込み（受給契約又は接続契約の申込み）を行ったが、電気事業者から連系承諾の回答を受けていない場合。本申込にかかる申請書類の写しを提出することが求められる。提出できない場合には経済産業省から電気事業者に照会する場合がある。
- ② 本申込みを行い、電気事業者から連系承諾の回答はあったが、受給開始予定日にはまだ到達していない場合。連系承諾書の写しの提出を求められる。提出できない場合には経済産業省から電気事業者に照会する場合がある。

- (2) 行政処分庁の許認可等の手続きが未了であるため。行政処分庁への申請書の写しの提出が求められる。ここでの行政処分とは農地転用許可手続きや林地開発許可手続きをいう。

- (3) 金融機関による融資の審査が未了であるため。融資の相談を開始した時期を記載し、主に融資の相談を行っている金融機関を記載する。相談を行っている金融機関は3つ記載できるように予め欄が設けられている。

本クライアントアラートに  
関するお問い合わせ先

江口 直明  
パートナー  
03 6271 9441  
naoaki.eguchi@bakermckenzie.com

ペーカー&マッケンジー  
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032  
東京都港区六本木 1-9-10  
アークヒルズ仙石山  
森タワー28F  
Tel 03 6271 9900  
Fax 03 5549 7720  
www.bakermckenzie.co.jp

(4) その他の理由により運転開始に至っていない場合にはその理由を記載する。そしてその理由を客観的に証明する書類の写しを添付する。

上記6に該当しない場合は認定に係る設備を用いた発電事業について、現在検討している今後の予定を具体的に記載し、その記載内容に関する書類を添付する必要がある。

上記報告事項が、現在既に設備認定されている情報と合致していないことが確認された場合は、速やかに変更手続きを行う必要がある。

上記(1)から(4)でもっとも問題になるのは(3)の金融機関による融資審査の点であろう。相談を行っているという回答をすることは容易であるが、金融機関名、支店名、担当者氏名、担当者連絡先電話番号まで記載することが要求されている。経済産業省から金融機関担当者に照会が入り、たとえば、「確かに融資の相談には来たが、融資はできないとして相談はお断りしました」というような回答がされた場合、「相談を行っている金融機関」として記載することは虚偽記載ということになるので注意が必要である。相談が断られたのであれば、「相談を行っている」のではなく「相談を行った」だけということになる。

以上の通り報告書には客観的事実を正確に記載し、将来虚偽報告ということを言われないようにする必要がある。

以上